

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
太陽の家横濱羽沢 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(横浜市指定 第1470202944号)

社会福祉法人 ユーアイ二十一

目 次

1. 施設の目的及び運営の方針
 2. 施設経営法人
 3. ご利用施設
 4. 居室の概要
 5. 職員の配置状況
 6. 当施設が提供するサービス内容と利用料金
 7. キャンセル料について
 8. サービス終了について
 9. 協力医療機関について
 10. 個人情報の取り扱いについて
 11. 秘密の保持
 12. 記録の保管
 13. サービスの中止
 14. 緊急時等における対応
 15. 事故発生時の対応
 16. 衛生管理について
 17. 非常災害対策
 18. 苦情受付
 19. 身体拘束について
 20. 看取りについて
 21. 高齢者虐待に係る通報等について
 22. 運営法人の概要
 23. その他
- 重要事項説明確認書

1. 施設の目的及び運営の方針

この事業は、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り居宅における生活の継続を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

利用者の方々に「安心」「温もり」「満足」の提供を行い、施設運営を行ってまいります。

2. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ユーアイ二十一
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市西浦賀6丁目1番1号
- (3) 電話番号 046-846-5133
- (4) 代表者氏名 理事 石渡庸介
- (5) 設立年月日 平成13年8月7日

3. ご利用施設

事業所名	太陽の家横濱羽沢
所在地	横浜市神奈川区羽沢町2-1
建物構造	鉄筋コンクリート造地上5階建て
建物延べ床面積	4,874.38㎡
介護保険事業所番号	1470202944
管理者及び連絡先	施設長 岡山 昌子 TEL 045-442-4907 FAX 045-442-4906
開設年月日	平成30年4月1日

4. 居室の概要

- (1) 居室等の概要
当施設では以下の居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(個室) 2F	10室	間取り 10.87㎡
共同生活室 2F	1室	
浴室 2F	1室	個別浴
	1室	機械浴
医務室 2F	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、(介護予防)短期入所生活介護に義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担頂く費用はありません。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の配置状況 2025年4月1日現在

職 種	人 員
施設長	1名(常勤兼務)
生活相談員	2名(常勤兼務2名)
看護職員	12名(常勤兼務6名、非常勤兼務6名)
介護職員	77名(常勤兼務43名、非常勤34名)
機能訓練指導員	2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)
管理栄養士	3名(常勤兼務3名)

6. 当施設が提供するサービス内容と利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。

当施設が提供するサービスには、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から一部給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となる以下のサービスについては、利用料金の通常9割から7割(滞在費・食費を除く)が介護保険から給付されます。

1割または2割・3割の自己負担額は別表の利用料金表をご覧ください。

〈 サービスの概要 〉

① 食 事

- 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し、必要に応じて援助を行います。
- ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入 浴

- 入浴は1週間の利用で2回以上行います。2泊3日以上の利用で入浴していただきます。
- 座っての入浴が難しい方でも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います

④ 機能訓練

- 在宅生活への支障が出ないよう、生活の中で可能な動作は行っていただきながら機能の維持に努めます。

⑤ 健康管理

- かかりつけ医と連携し、看護職員を中心に、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦ 設備の利用

- ・ 施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用下さい。使用方法がわからなければ職員へのご質問をお願いします。正常な使用方法に反したご利用により破損等が生じた場合、自己の費用にて原状回復するか相当の対価をお支払いいただきます。
- ・ 心身の状況により、ご利用者、ご家族との協議の上、居室の移動又は設備の利用方法等について変更する場合がございます。

⑧ 貴重品の持ち込みについて

- ・ 必要のない現金・貴重品の持ち込みは紛失等を避ける為ご遠慮ください。紛失されても責任を負いかねますので、予めご了承ください。

諸事情等がある場合はご相談下さい。当施設の金庫に保管致します。

(2) 介護保険の給付対象とならない以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

別表の利用料金表をご確認下さい。

〈 サービスの概要と利用料金 〉

① 滞在費

別表の利用料金表をご覧ください。但し収入段階により、補足給付があります。

② 食費

別表の利用料金表をご覧ください。但し収入段階により、補足給付があります。

③ 理美容代・・・実費

美容師の出張によるサービス(調髪・パーマ・毛染め)をご利用頂けます。

④ 日用品代・・・実費

施設に揃えている日常生活用品が、ご利用者の希望に合わず特別に購入をした場合。

⑤ 教養娯楽費・・・実費

ご利用者の希望で参加されたクラブ活動に関わる材料費、外注食代、喫茶の飲食代金。

⑥ 地域外への送迎費用

走行距離1キロメートル毎に下記金額を乗じた額。

(端数距離については500m以上切上げ、未満切捨て) 1Kmあたり 50円(積算根拠あり)

⑦ 健康管理費・・・医療機関や薬局への支払いを施設側で立て替えた場合。

(3) 利用料金のお支払方法

毎月、10日前後に前月分の請求を致しますので、27日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

原則、引き落としでのお支払いをお願い致します。

7. キャンセル料について

利用日のキャンセルが発生した場合には、キャンセル料の徴収はいたしません。

8. サービスの終了について

(1) 事業者の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者が被保険者資格を喪失した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

(3) その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が倒産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによって速やかにサービスを終了することができます。
- ・ご契約者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金の支払を催告したにもかかわらずお支払いがない場合、またはご利用者やご家族などが事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、速やかにサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 協力医療機関について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができるよう調整を行います。

(名称)

医療法人 五星会 菊名記念病院
社会福祉法人ユースアイ二十一 歯科診療所優会
医療法人社団 鴨居病院
医療法人社団 恵生会 竹山病院
独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ヶ谷中央病院
横浜かんだいじファミリークリニック
医療法人社団 哺育会 横浜相原病院
医療法人社団 悠仁会 御殿山クリニック横浜
医療法人社団 武蔵野会 牧野記念病院

10. 個人情報の取り扱いについて

ご入居者の個人情報の取り扱いについては、使用目的を特定するとともに、あらかじめその内容を説明し「個人情報使用同意書」にて同意を頂きます。また、事業者の有する個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求及び苦情については、次の窓口で対応します。

個人情報を使用する主な目的

- ・当施設がご入居者に提供する介護サービス及びその質の向上
- ・介護保険事務業務
- ・会計、経理業務
- ・その他の委託業務
- ・外部の医療機関との連携
- ・ご入居者に介護サービスを提供する他の介護サービス事業者等との連携
- ・ご家族等への心身の状況説明
- ・入退所等の管理
- ・事故等の報告
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・当施設等において行われる学生などへの実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究
- ・外部監査機関への情報提供

事業者の個人情報関係の窓口

連絡先	電話 045-442-4907
	FAX 045-442-4906
受付担当者	山中 明子(課長)
責任者	岡山 昌子(施設長)
対応時間	9時00分～17時00分

11. 秘密の保持

事業所の従事者は業務上知り得た利用者又は関係者についての秘密を漏らしてはならない。また、事業所の従事者で無くなった後も、これらの秘密を保持します。

12. 記録の保管

従事者、設備及び会計に関する諸記録及び入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

13. サービスの中止

- (1) 病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、対応します。

- (3) 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかにかかりつけの医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (4) 天候不良の場合、サービス提供を中止する事があります。

14 緊急時等における対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、医療機関、担当する居宅の介護支援事業所、等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

15. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合にはご家族、横浜市、担当する居宅介護支援事業所等へ連絡すると共に必要な措置を講じます。

16. 衛生管理について

- (1) 感染症及び食中毒等の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な業務体制を整備します。
- (2) 従業員に対し、感染症及び食中毒等の予防及びまん延の防止のための研修を実施します。また、清掃等の委託業者に対しても指針の徹底を図ります。

17. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていきます。

18. 苦情受付

(1) 事業者の苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます

連絡先	電話 045-442-4907
	FAX 045-442-4906
受付担当者	山中 明子（課長）
解決責任者	岡山 昌子（施設長）
対応時間	9時00分～17時00分

第三者委員

和田 克己（羽沢地区社協 会長）	下地 慧子（片倉地区社協 会長）
電話 045-671-9263	電話 070-5566-0336

(2) 行政機関その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険 団体連合会 苦情相談課 介護苦情相談班	所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 ファックス 0570-033110 受付時間 8:30～17:15
横浜市健康福祉局高齢健康 福祉部 高齢施設課	所在地 横浜市中区港町 1-1 電話番号 045-671-3923 ファックス 045-641-6408 受付時間 8:30～17:15

19. 身体拘束について

- サービスの提供に当たっては、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。
ただし、緊急やむを得ない以下の要件を満たす場合、身体拘束を行うことがあります。
 - ご利用者または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 身体拘束の決定は「身体拘束廃止委員会」の委員会により判断します。
- 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

20. 看取りについて

ご利用者及びそのご家族が施設での看取りを希望される場合は、「看取り指針」に基づき、看取り介護を行います。

21. 高齢者虐待に係る通報等について

擁護者による高齢者虐待。及び、要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた。又は、受けたとされる高齢者を発見した時には、高齢者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資する事を目的として、以下の場所に通報します。

施設種別	連絡先
横浜市健康福祉局高齢施設課	電話 045-671-3923 FAX 045-641-6408

22. 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 ユーアイ二十一
法人種別	
代表者名	理事長 石渡 庸介
法人所在地	〒221-0866 神奈川県横須賀市西浦賀6-1-1
電話番号	046-846-5133(代表)
FAX 番号	046-846-5233
事業実施の概要	<p>太陽の家 特別養護老人ホーム(定員 111名) 短期入所 (定員 21名) 通所介護 (定員 30名)</p> <p>太陽の家二番館 特別養護老人ホーム(定員 100名) 短期入所 (定員 10名)</p> <p>太陽の家座間 特別養護老人ホーム(定員 100名) 短期入所 (定員 20名) 居宅介護支援事業所</p> <p>太陽の家横濱羽沢 特別養護老人ホーム(定員110名) 短期入所 (定員 10名) 保育室 太陽の家 (定員 12名)</p> <p>太陽の家神大寺 地域密着型通所介護(定員 15名)</p> <p>太陽の家相模原清菊園 特別養護老人ホーム(定員 80名) 短期入所 (空床型)</p> <p>太陽の家浦賀 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 看護小規模多機能型居宅介護 訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 無料定額宿泊施設</p> <p>太陽の家安浦倶楽部 小規模多機能型居宅介護 太陽の家逸見倶楽部 小規模多機能型居宅介護 太陽の家公郷 認知症対応型共同生活介護(定員 18名) 太陽の家附属歯科診療所 歯科診療所優会 太陽の家和田の里歯科診療所 太陽の家マリオ 障害者グループホーム(定員 9名) かもめ倶楽部 小規模多機能型居宅介護</p>

23. その他

2018年4月1日施行	2022年7月1日改定	2022年5月1日改定
2020年4月1日改定	2023年1月1日改定	2025年4月1日改定
2021年4月1日改定	2023年6月1日改定	
2022年1月1日改定	2024年4月1日改定	

【重要事項説明確認書】

サービス契約の締結に当たり、上記により

- () 短期入所生活介護の重要事項の説明を行いました。
- () 介護予防短期入所生活介護の重要事項の説明を行いました。

(事業者) 事業者名 太陽の家横濱羽沢

説明者職種 _____

説明者氏名 _____ 印

サービスの契約に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

20 年 月 日

ご利用者住所 _____

ご利用者氏名 _____ 印

ご契約者住所 _____

ご契約者氏名 _____ 印

